

「若狭総合公園」の指定管理者候補者の選定について

若狭総合公園の指定管理者について、指定管理者候補者を次のとおり選定いたしました。

- 1 団体名 小浜市
- 2 所在地 小浜市大手町6番3号
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

4 選定理由

小浜市は、県民の平等な施設利用を確保することができ、市営都市公園等と若狭総合公園を一体的に管理することで効率的な管理運営を行うことができます。

また、嶺南地域の教育、スポーツなどと連携が可能となり、県民の健康増進や憩いの場として、施設の効用が最大限に発揮されており、当該団体に管理を行わせる必要があると認められることから、公募によらず、当該団体を指定管理者候補者に選定します。

5 申請団体

1 団体

小浜市大手町6番3号 小浜市長 杉本 和範

6 今後、県議会に指定管理者指定の議案を提出します。

県議会の議決を得た後、正式に指定管理者に指定されます。

(様式1)

様式第17号(第13条関係)

浜都第1717号

令和7年10月6日

福井県知事 様

申請者 小浜市大手町6番3号
小浜市長 杉本 和範
(公 印 省 略)

指定管理者指定申請書

若狭総合公園の管理に関する業務を行いたいので、福井県都市公園条例第16条第2項の規定により、下記の書類を添えて、申請します。

記

- 1 若狭総合公園の管理の業務に関する事業計画書

(様式2)

若狭総合公園の管理の業務に関する事業計画書

1. 団体の概要

団体の種別	その他（地方自治体）
団体名	小浜市
所在地	小浜市大手町6番3号
代表者名	小浜市長 杉本 和範
電話番号	0770-53-1111
FAX番号	0770-52-1401
メールアドレス	tosiseibi@city.obama.lg.jp

2. 管理運営基本方針

若狭総合公園の管理運営を行うにあたっての基本方針

- ・若狭地域の1市4町の広域的利用に供する総合公園で、地域住民の福祉向上をはかることを目的に整備された当公園の健全な発展と利用の適正化を図り、県民の福祉の増進と生活文化の向上に寄与し、愛される公園として適切な管理を行うとともに、利用者のニーズを積極的に反映し、快適で安全な運営管理を行います。

3. 管理運營業務計画

(1) 利用者へのサービス向上についての取組み

- ・利用者から求められる意見を把握し、管理運営に反映させるよう努めます。
- ・施設および設備、物品等の機能と環境を良好に維持し、サービス提供が常に円滑に行われるように努めます。
- ・公園利用者が快適に余暇を過ごせるよう公園内の環境美化に努めます。
- ・ふく育パスポートを所有する世帯が、親子で温水プールを利用する場合は、利用料金を半額にするなど、若狭総合公園有料施設利用料減免にかかる内規により、利用者の状況に応じた料金により施設を提供します。

(2) 施設の利用促進についての取組み

- ・施設の利用予定を綿密に把握し、可能な限り利用者の相互調整を行い、施設稼働率の向上を図ります。
- ・地元イベントと連携することなどにより、施設の利用促進に努めます。

(3) 施設の維持管理についての取組み

- ・日常的に点検・巡回をする事で、修繕箇所を早期に発見し損傷を最小限に抑えることに努めます。また法定点検、清掃業務を実施し施設の適切な管理を行います。

- ・建築物、機械類に不具合（軽微な場所を除く）を発見した際には、速やかに県へ連絡し計画的な修繕が実施できるよう協議します。

(4) 利用料金収入の確保、経費削減についての取組み

・利用料金収入の確保

有料施設（温水プール）の管理運営に関する協定の改善を行い、施設利用の促進を図ります。

また利用者相互の調整を行い稼働率の向上に努めます。

設備の不具合による施設の利用休止が発生しないように努めます。

・経費節減

利用者へのマナー向上を啓発し、清掃費や修繕費の削減に努めます。

事務経費を最小限に抑え、コスト削減を図ります。

(5) 利用者の要望等の把握および対応についての取組み

- ・アンケートボックスやQRアンケートを設置する事により利用者の要望苦情を受け付け、県に逐次報告し対応について協議するとともに、運営に反映させることにより改善に努めます。

- ・頻繁に利用する方への声かけにより、施設の不備や利用方法への意見等を求め、運営に反映させます。

(6) 目標管理による業務の効果測定についての取組み

- ・利用者の意見をもとに運営管理に対することについて自己評価を行い、効果の測定をします。

- ・管理運営目標により設定した利用者数などの目標数値に対し、常に数値をとらえ、分析評価を行い、目標達成に向けた運営を行います。

(7) その他

ア 若狭総合公園の指定管理を希望する理由

- ・若狭地域唯一の県営総合公園である当公園は、公共の福祉の向上に寄与するとともに、スポーツや里山を有する施設として、市民の健康増進や憩いの場など多様な機能を有しており、若狭地域ならびに小浜市の発展に重要な公園です。建設に係る経緯から市が引き続き維持管理を行っていかねばならないという事もありますが、市が他の公共施設とともに総合的に管理運営を行う事で、効率の良い運営ができると考えています。

イ 外部委託の方針等

- ・専門的分野の維持管理は、民間業者に積極的に業務委託し、競争の原理を基に経費の削減を図ります。

- ・清掃等の単純継続業務については、障害者自立支援法に規定する障害者や高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体等へ積極的に委託を行います。

ウ 緊急時の対応

- ・マニュアル・緊急連絡網の作成および掲示を行い、緊急事態に備えます。
- ・人命の安全を最優先とし、施設利用者や施設関係者等を安全に避難誘導します。
- ・事故災害などの発見または報告を受けた場合、状況を点検確認し、関係機関（警察・消防・県・市各部署）に通報するとともに、初期対応を速やかに行います。

エ 個人情報の取扱いについての考え方

- ・「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いを徹底します。
- ・業務上知り得た情報については外部への流出が起きないように個人情報の取扱いには十分注意し漏洩がないよう努めます。

オ 地域および関係機関との連携

- ・県との連携強化に努め、連絡を密にします。
- ・地元イベントとの連携を図り、利用促進を図ります。

カ 自主事業その他の提案

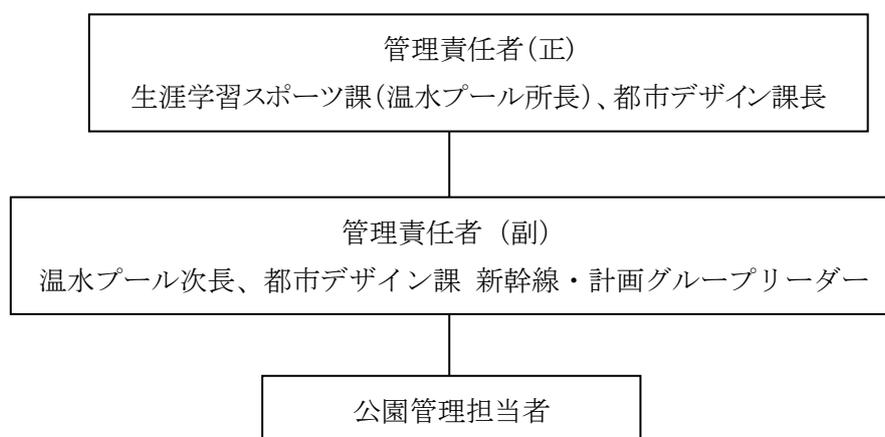
- ・市の広報紙やケーブルテレビにて、施設のPRやイベントの状況を広報し、利用者増につなげます。
- ・レディースデー（火、金のAM）を設け、利用者が利用しやすいよう配慮します。

キ 現に従事している職員の雇用についての提案

- ・施設に精通した職員の再雇用を行い、プールの安全管理講習会等を受講させるものとする。

4. 組織および運営体制

(1) 管理の業務を行う組織



(2) 人員配置、業務内容および勤務体制等

業務内容	職 種	勤務体制
管理責任者（正）	生涯学習スポーツ課長 (温水プール所長)	平日 8：30～17：15
	都市デザイン課長	平日 8：30～17：15
管理責任者（副）	温水プール次長	開館日 8：30～17：15
	都市デザイン課 新幹線・計画 GL	平日 8：30～17：15
公園管理担当者	技師	平日 8：30～17：15
温水プール指導員	会計年度職員	通年 8：30～21：15
温水プール監視員	会計年度職員	通年 10：00～13：00

(3) 職員研修および人材育成方針

- ・公園、プールの維持管理、安全管理等に伴う研修会に積極的に参加し、技術・知識の向上に努めます。

5. 令和8～12年度までの収支計画

収 入

(千円)

項 目	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	合計	備考
利用料等収入	6,165	6,165	6,165	6,165	6,165	30,825	
入居団体負担金							
市一般会計	49,532	49,532	49,532	49,532	49,532	247,660	
その他の収入							
計 (A)	55,697	55,697	55,697	55,697	55,697	278,485	

支 出

(千円)

項 目	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	合計	備考
給与等	18,215	18,215	18,215	18,215	18,215	91,075	
賃金	0	0	0	0	0	0	
需用費	28,375	28,375	28,375	28,375	28,375	141,875	
消耗品費	363	363	363	363	363	1,815	
燃料費	12,299	12,299	12,299	12,299	12,299	61,495	
食糧費	0	0	0	0	0	0	
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	
光熱水費	13,666	13,666	13,666	13,666	13,666	68,330	
修繕費	2,047	2,047	2,047	2,047	2,047	10,235	
役務費	555	555	555	555	555	2,775	
委託料 (別に定めるもの)	12,685	12,685	12,685	12,685	12,685	63,425	(有料施設 温水プール)
委託料 (その他)	10,071	10,071	10,071	10,071	10,071	50,355	(公園委託料)
使用料・賃借料	382	382	382	382	382	1,910	
その他の支出	180	180	180	180	180	900	
計 (B)	70,463	70,463	70,463	70,463	70,463	352,315	

指定管理料

差引(B)－(A)	14,766	14,766	14,766	14,766	14,766	73,830	
-----------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--